

周南市環境審議会議事録

平成 26 年 2 月 5 日（水） 13：30～15：55

周南市新南陽ふれあいセンター 大会議室

1 開会

2 市長あいさつ

副市長があいさつした。

3 新委員の紹介

(1) 市議会を代表する 1 号委員

- ・相本 政利 委員
- ・井本 義朗 委員
- ・田村 隆嘉 委員
- ・田村 勇一 委員
- ・友田 秀明 委員
- ・中村 富美子 委員

(2) 工場又は事業場を代表する 2 号委員

- ・日本ポリウレタン工業株式会社南陽本部
取締役常務執行役員南陽本部長
村重 伸顕 委員

4 会長あいさつ

中尾会長があいさつされた。

5 副会長の指名

副会長をお願いしていた委員に異動があったので、会長が、第 2 順位の副会長に田村勇一委員を指名した。

引き続き、小田敏雄委員には第 1 順位の、前澤浩士委員には第 3 順位の副会長をお願いした。

6 議題

【諮問事項】

株式会社トクヤマ 徳山製造所

「徳山下松港徳山地区（T-10）埋立計画に係る環境影響評価準備書」について

- ① 株式会社トクヤマ 徳山製造所が準備書の内容をパワーポイントを使用して説明した。
- ② 技術調査会委員長が技術調査会での審議検討結果を報告した。

◆質疑

（委員）

資料1-3のP8の図で示されている破線の対象事業実施区域であるが、埋立予定地の護岸から何mあるのか。対象事業実施区域内の水の汚れは少ないとか環境影響評価などですべてかたづけられている。そのあたりの考え方を説明してほしい。

（トクヤマ）

埋立区域は図のような区域で、埋立予定地の護岸からは250mくらいでその範囲を対象事業実施区域として設定している。その区域内に作業船や工事用船舶が出入りする。

そのような区域と考えている。

（委員）

資料1-4のP7で汚濁防止膜は間違いとの説明があつたが、環境評価の中では、汚濁防止膜を設置して汚濁を止めるという項目があるのに、汚濁防止膜は間違いというのはどういうことか。それと、工事の期間が8年間かかるわけだが、開口部に船が入るとき、フェンスの中にどのようにして入るのか。開けてあつてその中に船が入っていくのか。現在、この地域では、N7埋立が施工中である。同様に開口部があり中へ土砂を運んでいるが、中にさらにフェンスがあり、二重で対策がしてある工事方法である。そのような近くの事例も参考にしながら影響の少ない作業方法を選択する姿勢があるのか伺いたい。

(トクヤマ)

説明不足で申し訳ない。汚濁防止膜の図について説明で間違いでしたと言ったのは、P 7 の上の図は、工事において開口部が残った状態のものを示しており、この時は、汚濁防止膜は展張しているが、船が出入りするときは開けて入らざるを得ない。埋立区域内の奥の方にも汚濁防止膜を張ることを考えている。アセス上は、そこまでの細かいところまで決めておらず、実際の工事に合わせて汚濁防止膜を展張するということが明確な図を載せることができなかった。あくまでも、こういったイメージで行うということを説明したものである。下の図については、護岸と岸壁すべて閉め切った状態で、空気圧送で投入するときは、汚濁防止膜を張ることはないということで訂正させていただいた。この図には載せていないが、護岸岸壁工事の地盤改良や捨石投入を行うときにも施工区域の周りに汚濁防止膜を展張することを考えている。この海域での工事の実績や事例を踏まえて、できる限りの濁り対策をしながら工事を進めていくことが必要だと認識している。

(委員)

技術調査会でも検討された蛇島の自然環境であるが、漁協でもあさり等で利用させてもらっており、埋立区域や発電所の排水について非常に心配をしている。我々は、蛇島を中心とした藻場造成に取り組んでいる。藻場の環境監視については非常に興味を持っている。あちこちでアマモ場の増殖の傾向が見られていることから、事前調査、工事中の環境監視、工事造成後の環境監視などをしっかりと行ってもらい、今後の徳山湾における処置の参考にさせていただきたいということをお願いしたい。

(トクヤマ)

技術調査会では、一番意見のあったところであると認識しており、また、検討したいと答えている。どのようなタイミングでどのような調査をするかということを検討していきたいと思っている。

(委員)

昨年5月に行われた審議会では方法書の説明を受けたが、その時の資料と準備書に書いてある内容が違っているところがあるので教えていただきたい。方法書では、覆土が54万 m^3 とあるが、今回の説明では72万 m^3 となっている。覆土の高さは1.5mであるが、今回は2mとなっている。それから、減容化工事のどこ

ろだが、方法書では4年次に1年間行うということであったが、今回の説明では、3年次から8年次となっている。方法書と準備書とで変わった背景を教えてください。

(トクヤマ)

事業計画についての変更箇所について、準備書P3-30に記載している。説明すると、岸壁工事における地盤改良については、方法書段階ではすべてサンドコンパクションパイル工法で行うこととしていたが、出来上がった後の岸壁の沈下であるとか、工法として多量の砂を必要とすることなどから、ここの地盤改良については、深層混合処理工法に変更した。覆土量については、浚渫土の圧密沈下をどのくらい見込むかを1.5mとしていたが、精査したところ2mくらい必要ということになり、地盤の安定性や使い勝手についても、覆土が1.5mよりも2mの方がいいということになった。そういったことで変更した。減容化工事の期間については、浚渫土がある程度入って地盤面が見えてきてから減容化工事を始めるのであるが、工区割が2つか3つ多ければ4つくらいになって順次工事を始めていくことになる。工事を行ったり、しばらく行わない期間があったりと間欠的なので、3年次から8年次の間ずっと行うのではなく、その間に行うという示し方である。

(委員)

埋立予定区域の海底の状態、藻の状況について写真は撮ってあるのか。

(トクヤマ)

埋立予定区域の海底の写真は撮っていない。

(会長)

藻場の観察は、どういう方法で行われたか。

(委員)

なぜ、写真をとらないのか。

(トクヤマ)

藻場については、蛇島の周辺ということで、潜水調査を行った時に写真は撮っているが、埋立予定区域の護岸、岸壁のところは撮っていない。

(会長)

委員の言われるのは、埋立予定区域のことか。

(委員)

そうだ。

環境問題であるから、海底がどうなっているのか、どのようになっているのかということは当然考えなくてはならない。

(技術調査会委員長)

底質は調べられていると思うが、上から採取すると底質がどういう状態か分かる。砂泥質あるいはもっと細かいものかなと想像している。採取されたコンサルタントの方はどのようなものであったか認識されているのではないか。

(委員)

今回の埋立は、徳山西航路の浚渫土が使われるが、この地域の工場は、過去に水銀法により苛性ソーダを製造していた経緯があるので、事前調査で浚渫土の水銀の量をチェックしておく必要があるのではないか。

(トクヤマ)

埋立に使用する浚渫土砂については、受入れ時に有害物質が含まれていないかどうかの検査を受けてもらい、水銀等の有害物質が入らないように基準を設け、チェックをした上で受け入れることにしている。

(委員)

資料1-3のP7で廃棄物処理施設用地の確保が言われているが、廃棄物処理施設を工業用地の2.1haの中に造るということなのか。また、先程の説明の中の資料1-4のP12の廃棄物等についてだが、建設副産物の5万㎡については、処理すると言われたが、埋立の中に入れるということか。産業活動で発生するものを処理する埋立とは全く別のものなのか。そのあたりを説明してほしい。

(トクヤマ)

土地利用として想定している産業廃棄物処理施設用地は、2.1haの工業用地内に計画を考えている。埋立柱を産業廃棄物とするいい方は、環境影響評価上の用語としてであり、実際には浚渫土の利用しか想定していない。工場から発生する産業廃棄物を埋立てることは、全く考えていない。

(委員)

資料1-3のP7に書いてあるのは、産業活動で発生するものというふうに受

け取れるかどうか。

(トクヤマ)

まず、5万 m^3 の方から説明すると、これは埋立てに係る掘った土5万 m^3 を埋立土として5万 m^3 利用するというので外には出ないということだ。完成した土地を何に利用するかというと廃棄物処理施設で、周南コンビナートから発生する廃棄物の処理と周南市一般廃棄物の処理を可能とするような廃棄物処理施設を造ることを考えている。

(委員)

そうすると土地ができた後に、廃棄物処理施設を造るということであると思うが、その管理の仕方としては安定型か管理型か。

(トクヤマ)

埋立地と言っても、埋立て処分をするN7のようなものを造るわけではない。浚渫土は、産業廃棄物に該当しないものだが、そういったものを土地を造るために埋めるということでN7と同じようなものではない。

(会長)

埋立地が完成した後、計画されている廃棄物処理施設というのは、端的に言えば焼却処理場というようなイメージだと思うが、それでよろしいか。

(トクヤマ)

安定型とか管理型という埋立処分場ではなく、造った土地の上に焼却処理場を造るということだ。

(委員)

技術調査会の検討結果の浚渫土の分析結果の説明で、深さが1.2m～1.3mの底質の分析を行っていることがあったが、航路を造るにあたっては、これが1.4mまたは1.6mになるかは分からないがその深さまで底質調査をすべきなのではないか。徳山西航路については、1.2mバースであるからだと思うが、今後はもっと深いものを造られると思うので、それに合った深さのものの調査をしなければならぬと思うがどう考えるか。

(トクヤマ)

徳山西航路を1.4mまたは1.6mで浚渫する際には、事業主体は、国で国土交通省が事前に調査してこういう底質であると確認して浚渫することになる。(株)ト

クヤマとしてT-10埋立では、調査結果をチェックして受入れ基準に合致するかどうか確認して受け入れることを考えている。アセスの調査では、過去の調査事例、実績を載せているが、これから行うものについては、国が実施することになるので、その時点で受入れ基準に合うかどうかを確認することを準備書に書いている。

※本諮問事項は、了承として市長に答申することが決定された。

7 閉会

参考：参加者 60名

内訳 委員：30名（3名欠席）、事業所関係者傍聴：11名、周南警察署、山口県周南健康福祉センター、周南市消防本部：各1名、説明関係者：10名
副市長、事務局：6名